

# 稲わら腐熟促進材を活用して ストップ！わら焼き

市では稲わら焼却防止および地力増進を目的に、農家が使用する稲わら腐熟促進材の購入費を補助します。

▼補助対象：市内水田に散布する稲わら腐熟促進材（稲わらの腐熟促進効果が認められるもの）

※補助対象になるか不明な場合は、購入する商品パンフレットなどを持参の上、ご相談ください。

▼補助金額：対象経費（税抜き価格）の1/2以内または散布する農地の面積1㎡当たり1円を乗じた額のいずれか少ない額（千円未満の端数は除く）上限10万円

▼必要書類：見積書・市税等の滞納がない証明書・通帳・認め印

▼受付期間：随時受け付けています。予算の上限に達した場合は締め切ります。

※補助金の交付決定前に購入したものは対象外です。

※申請の際に散布する場所を確認します。

【問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111（内線414）



## スマート農業機械の導入を推進します

農業者が農作業の効率化や労働力不足の解消、規模拡大に取り組むために導入するスマート農業機械の費用の一部を補助します。希望する方は、下記を参考に申請してください。

対象者 (①および②を満たすこと)	①認定農業者、青年等就農認定者 ②つがる市内に住所を置く個人または農業法人で、市税の滞納がないこと
対象機械 (①および②を満たすこと)	①農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに掲載されている農業機械またはRTK-GNSS固定基地局の信号を使用する農業機械 ②耐用年数5年以上かつ取得価格（税抜き）30万円以上の農業機械
補助金額	農業機械取得価格（税抜き）の1/4以内、上限100万円
必要書類	見積書2者・カタログ・通帳・市税の滞納がない証明書(世帯全員)・法人の場合は定款
申請手続き	随時申請を受け付けていますので、農林水産課へ必要書類を提出してください。(閉庁日を除く)
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>令和6年度内に事業を完了してください。</li><li>補助金の交付決定前に購入等したものは対象外です。</li><li>申請者はつがる市民（市内の団体・組織等）で、市税の滞納がない方に限ります。</li><li>予算の範囲内での補助となりますので、申請順に受け付けし、予算の上限に達した場合は締め切ります。</li><li>自己負担のリース契約は対象外です。</li><li>本補助金の交付は一度限りです。</li></ul>

【申請・問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111（内線417）

## 金婚・ダイヤモンド婚を迎えられたご夫婦へ

「つがる市福祉顕彰式」において、金婚（結婚50周年）・ダイヤモンド婚（結婚60周年）を迎えられたご夫婦に対し、顕彰状と記念品を贈呈します。下記に該当する方は、福祉課または、つがる出張所・稲垣出張所・車力出張所へお申し出ください。

金婚

昭和49年1月1日～昭和49年12月31日の間に結婚の届け出をしたご夫婦

ダイヤモンド婚

昭和39年1月1日～昭和39年12月31日の間に結婚の届け出をしたご夫婦

▼申し出の期限 8月9日(金)まで ▼福祉顕彰式 9月6日(金)に「松の館」で開催予定

【申し込み・問い合わせ先】福祉課 電話42-2111（内線245） つがる出張所 電話27-5067

稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111



# 市制施行20周年記念 カウントダウンフォト募集！

市民の皆さんと20周年をお祝いするため、カウントダウンフォト事業に掲載する写真データとメッセージを募集します。応募いただいた写真とメッセージを、市制施行記念日である令和7年2月11日の100日前から、市公式ホームページおよび市公式LINEに毎日掲載し、カウントダウンをおこないます。

## ▼募集内容：

### (1) 写真データ

参加者が創意工夫を凝らして撮影した「20」を表す人物写真  
(例えば、20と書いたスケッチブックを持って撮影するなど)。

- 規格 JPEG、GIF、PNG (合成写真不可)
- 向き 横向き (カメラ、スマートフォン等で撮影したもの)
- 画像の容量 5MB以内

### (2) メッセージ (30文字以上60文字以内)

つがる市への思い、つがる市の好きなおとこ、つがる市での思い出等。

## ▼募集期間：6月3日(月)～8月2日(金)

※募集期間内であっても掲載予定数に達し次第、募集を終了します。

▼対象：つがる市にゆかりのある方。※個人だけでなく、グループ単位で応募することも可能です。

▼定員：100組(先着順)

▼応募方法：市ホームページ掲載の参加申込フォームより、ご応募ください。

【問い合わせ先】地域創生課 電話42-2111 (内線351)



カウントダウンフォトイメージ



# 市制施行20周年記念 後援等事業の募集

市制施行20周年を記念して、市では令和6年度および令和7年度に記念事業を実施します。

この期間中、地域住民相互の連帯感の醸成を図るため、一緒に盛り上げていただける事業に対して市が後援等を行う「つがる市市制施行20周年記念後援等事業」を募集します。

▼対象事業 次のいずれにも該当する事業が対象です。

- 市の後援名義使用が承認となる事業 (公益性があり市の施策に寄与することが認められるもの)
- おおむね令和6年7月1日から令和7年9月30日まで市内で開催される事業

▼後援等内容 後援等の承認を受けた場合、次の特典があります。

- 「つがる市市制施行20周年記念」または「つがる市市制施行20周年記念事業」と銘打つことが可能です。
- 20周年記念ロゴマークの使用が可能です。
- 広報つがるにイベント情報の掲載が可能です。

！掲載原稿を作成し、開催日の2カ月前までに、秘書政策課へお申し込みください。

市制施行20周年記念  
ロゴマーク

- 市内公共施設を利用する事業では、施設使用料が減免となる場合があります。

！施設予約は主催者自身で行ってください。減免になる場合には、各施設使用料の減

免申請書につがる市後援等承認通知書を添え、施設を管理する主管課まで提出してください。

※事業に対する助成金ではありませんのでご注意ください。

▼申込期間 随時受け付けします。

▼必要書類 つがる市後援等承認申請書、事業の開催要領等  
(概要がわかるもの)

▼提出先 総務課

▼その他 事業完了後1カ月以内に、つがる市後援等実績報告書に、事業の実施状況を示す資料を添付して提出していただきます。

【問い合わせ先】総務課 電話42-2111 (内線348)

詳しくは、市ホームページをご確認ください。  
申請書および実績報告書の記入様式をダウンロードすることができます。

